鶴岡市下水道施設等整備事業評価委員会設置要綱

（目的）

第１条　鶴岡市下水道部で実施する下水道施設等整備事業（以下、「事業」という。）に関して、事業の効率的かつ適正な執行を図るとともに、その採択から実施に至る過程の透明性及び客観性の確保により、公正かつ効果的に事業を推進することを目的として、鶴岡市下水道施設等整備事業評価委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。

（１）国土交通省が定める「社会資本整備総合交付金交付要綱」に基づく事業評価について次に掲げる事項

ア　事前評価

新たに取り組む事業について、事業実施の妥当性及び事業の優先度判定等

イ　事後評価

評価指標の最終目標値に対する実現状況、事業効果の発現状況、及び進捗状況の評価等

（２）「山形県農業集落排水事業費補助金交付要綱」の適用を受けて実施する事業又は整備が完了した事業について、前号ア及びイに掲げる事項

（組織）

第３条　委員会は、委員５人以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）学識経験者又は有識者

（２）市職員（工事担当課職員を除く。）

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱を受けた日から当該委嘱を受けた日の属する年度の末日までとする。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

３　委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が委員のうち指名した者がその職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

４　委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

５　会議は、公開とする。

（事務局）

第７条　委員会の事務局は、下水道部内に置く。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年７月３０日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。